

再び左伝著作の時代を論ず

飯島忠夫

予の前論文とそれに対する新城博士の駁論

支那の上世の事実を研究するに当りて、深く注意を加うべき一の方面は占星術に関するものこれなりとす。抑も占星術的智識は此の時代の学术界に頗る重要な地位を占め、戦国より漢代に及びて其の勢益々盛なるものあり。経書より諸子百家の文に至るまで、占星術と全く交渉を有せざるものは殆ど無しというも誇張の言にあらず。されば此の時代に於ける占星術の如何なるものなるかを研究して、これによりて経書及び諸子百家が支那思想史上に占むる位置を推論するは、決して無益の事業に非ざるべし。予は嘗て此の見地よりして、左伝著作の年代を論究し、「漢代の暦法より見たる左伝の偽作」と題して、之を東洋学報に掲げ、大方の教誨を請いたることありき（明治四十五年刊、東洋学報第二巻第一号及第二号）。其の要旨は、左伝中に見えたる占星術的記事の中には、明に前漢末に出でたる三統暦の智識を含有するものありて、春秋時代の真事実に符合せざるを以て、此等の記事は前漢末の作者の手に成りたるものなるべく、其の作者は従来一部の学者の注目したりし劉歆に外ならざるべしというにありき。而して予は単に占星術的記事のみを以て、劉歆の手によりて左伝中に攙入せられたりしものとは認めず、更に進んで前漢末に於ける学术界の潮流を考察して左伝全部を以て、古来より伝われる各種の材料を按排し、之

に新学説を加味して、此の時に構成せられたるものなるべしと論断したり。然るに大正七年十一月及び十二月発行の「藝文」に於て、支那上代の暦法につきて深き興味を有せらるる新城新蔵博士^①は「歳星の記事によりて左伝国語の製作時代と干支紀年法の発達とを論ず」といえる一篇の論文を発表せられ、左伝国語の製作時代を以て、戦国時代なりと論断し、予の説を駁正せられたり。予は予の小論文が、博士の深き注意を惹くを得たるを光榮とす。然りと雖も、博士の論旨を反覆翫味するに及び、未だ直に首肯するを得ざるものあり。茲に更に一篇の論文を草して、博士の示教を仰ぎ、併せて大方の批判を乞わんとす。

註

(1) 新城博士は大正二年の「藝文」に「支那上代の暦法」を発表せられた。これは、その前年に自分が東洋学報に發表した「漢代の暦法より見たる左伝の偽作」と全然その研究的態度を異にしたものであった。それが終に大正七年に至つて此の駁論となつて現れたのである。

新城博士の意見と一致する能わざる理由

新城博士が左伝国語に対する研究の出発点は、予の所見と全く同様なり。博士は先ず「左伝国語にある歳星の位置は当時の実見に基づきたるものに非ずして、後の時代より不完全なる智識によりて推歩したるものである」と論断せられ、更に其の論歩を進め、「計算により推歩を始めたる基準元始の年代は十二年一周法によりて戦国時代（西紀前三百七十年前後）か、又は百四十四年超辰法によりて前漢末（西紀前十年前後）か、兩者其一でなければならぬ」と説明せられ、而して前者を以て最も正しきものと論定せられたり。茲に十二年一周法とあるは、歳星即ち木星が十二年にして一周天をなすと認むるものにして、百四十四年超辰法とあるは、百四十四年に天周の¹²/₁₁倍を行き、十一年九一七餘に

して一周天をなすと認むるものなり。木星が一周天をなす年数の精密なるものは十一年八六餘なれば、此の両者は共に不精密なるものにして、此等によりて逆算を試みる時は百年を出でずして既に著しき齟齬そごを生ずを見るべし。十二年一周法は前漢の中期以後まで採用せられたるものにして、百四十四年超辰法は前漢末に於て新に定められたる三統曆法にのみ存在する所の智識なり。予が左伝の製作時代を証明する根拠としたるものは、即ち此の百四十四年超辰法なりしが、博士は左伝の記事中に此の超辰法ありと認むべからざる理由を説明せられ、別に十二年一周法によりて此等の記事を解釈せられ、茲こゝに始めて予の説と離隔を生じたり。而して博士は、又他の異りたる見地よりして、「太初元年（漢の武帝の時）の歳名に甲寅、丙子、丁丑等の混雑あること、及び秦漢の際の歳名の研究によれば、歳陰紀年法即ち干支紀年古法は戦国時代に始まるもので、其の元始甲寅の歳は西紀前三六五（現行干支丙辰）である」ことを発見して以て左伝の曆法の傍証とせられ、更に左伝著作の年代に論及せらるるに当りて、左伝に見えたる豫言の性質を研究して、「左伝の豫言法は後驗的である。事実を見たる後に、溯さかのぼりて豫言の形式を与えたるものである」ことを認められ、遂に、「左伝及国語の製作年代は其中に編入せる歳星の記事と、豫言の適不適とによりて察するに、戦国時代西紀前三百六十五年より三百三十年に至る間である」と断定せられたり。予は博士の論理の正当なるを承認す。されど其の材料の取扱に對しては往々意見を異にするものあり。従つて結論を同じうすること能あたわず。是より博士の高説に對して卑見を陳述するに當り、先ず左伝の記事を百四十四年超辰法によりて解釈する事の果して不可能なるか否かを研究し、次に左伝の豫言が果して西紀前三百三十年より以後のものを含有せざるか否かを点検し、（左伝の豫言法の後驗的なることにつきては予も亦博士と意見を同じうす。）之によりて、左伝の著作時

代を前漢末に置くの可否を決定する所あらんとす。

新城博士の説の根拠となれる二個の記事

新城博士が左伝の曆法を、三統曆に關係なく、従つて又百四

十四年超辰法を含有せざるものとせらるる根拠は、左記の二つの記事にあり。

(昭公三十二年)夏。吳伐越。始用師於越也。史墨曰。不_レ及_二四十年_一。越其有_レ吳乎。越得_レ歲。而吳伐_レ之。必受_二其凶_一。

(昭公九年)夏四月。陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復_レ封。封五十二年而遂亡。子產問_二其故_一。對曰。陳水屬也。(中略)歲五及_二鶉火_一。而後陳卒亡。楚克有_レ之。天之道也。故曰_二五十二年_一。

前の記事に於て越得歲といえるは、此の年に於て木星が越の分野に在ることを意味したるものにて、晋の杜預の春秋経伝集解には

此年歲在_二星紀_一。星紀吳越之分也。歲星所_レ在。其国有_レ福。吳先用_レ兵。故反受_二其殃_一。

と解し、又後の記事は哀公十七年に木星が鶉火の位置に在るを示すものにして、杜預は之を

是歲(昭公九年)歲在_二星紀_一。五歲及_二大梁_一。而陳復_レ封。自_二大梁_一四歲。而及_二鶉火_一。後四周四十八歲。凡五及_二鶉火_一。五十二年。天数以_二五為_レ紀。故五及_二鶉火_一。火盛水衰。

と解せり。此の二つの記事を杜預の説に基づきて考査する時は、其の間に一見両立すべからざる關係あるが如きを認むべし。其の故何ぞや。予は之が説明の便利を計りて、先ず左に一つの年表を掲げんとす。

昭公 9
定公 21
13
10
歲在星紀

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
9	8	7	6	5	4	3	2	1 <small>哀公</small>	15	14
				17	16	15	14	13	12	11
析木	大火	壽星	鶉尾	鶉火	鶉首	実沈	大梁	降婁	娵訾	玄枵

此の表は昭公九年の記事に基づき、杜預の集解を参酌して作製せるものなり。之によれば昭公三十二年には歳星の位次析木に在りて、星紀とは一次の相違を生じ、其の條下に於ける杜預の注解（前に掲げたるもの）と矛盾す。同一人の注解に於て前後に此の如き矛盾あるは頗る怪訝に堪えざることなり。然りと雖も、杜預が昭公三十二年に於ける木星の位次を以て星紀に在りとなせるは又基づく所ある説なるを以て、一概に之を誤解に出でたるものとは速断すること能わず。抑も左伝の本文に越得歳といえるは、歳星が越の分野に在るを示すものなるは疑うべからず。而して越の分野が星紀に当ることは淮南子天文訓、史記天官書、漢書地理

志の記載ことば悉く一致する所にして、其他の書に之と異なりたる記載をなせるものは一も存在せず。杜預が「星紀呉越之分也」といえるは即ち此等古来の定説に基づきしこと明瞭なり。されば、昭公三十二年に於ける歳星の所在を以て星紀となせるは不可なりといふべからず。

新城博士が引用したる徐癸の説

此の二つの矛盾せる記事を如何にして調和すべきか、又此の二つの記事は一見矛盾せるが如きも、其の実何等の矛盾もなきものなるべきかにつきては、古来幾多の学者すじや頗る其の頭腦を悩ましたりしが如し。新城博士が引用せられたる清の徐癸の天元曆理全書の説には、戦国時代以前に於ける越の分野を以て、析木にありしものなるべく、漢初に至りて変更せられて、析木は燕に、星紀は呉越に配当せらるることとなりしなるべしとなせり。徐癸は此の如き臆説を發したる理由を述べて、

若下并二越于呉。而易レ之以レ燕。則漢人之變法。漢初燕最有レ功。越最負レ固。故易三之燕。燕適在三東方寅地。古法似下以三齊秦趙楚越五大國二為三外方二。其餘七國俱屬中内方上。理或有レ之。(考古之四)

といえり。此の説に従えば杜預の注解は漢以後の新しき分野の智識に基づきたるものにして、之を以て直ただちに春秋時代を説明するは其の当を得たるものといふべからず。昭公三十二年に於ける歳星の位次は当然析木に在るものと解せざるべからずして、昭公九年及び三十二年に於ける二個の記事は巧に調和せられ、其の間何等の矛盾なきこととなるべし。新城博士は此の説に基づきて、昭公三十二年の記事を解釈し、此の年に於て歳星が析木に在りしものと断定せられ、茲こゝに其の立論の根拠を据えられたり。

徐癸の論の批判

今仔細に徐癸の説を点検するに、戦国以前に於ける越の分野が析木に配当せられしことは、何等直接の証左を有せず、而しかうして其の根拠とする所は、単に史記の天官書に戦国の事を述べて、「燕

齊之疆。占於虚危」といえる文と、前記左伝の昭公九年及び昭公三十二年の記事となり。然るに、天官書の文は、燕の分野が析木ならざりしことを述べず、又越の分野が析木なりしことをも述べざるを以て、析木が戦国時代に於て何れの国の分野とせられしかを表示するものにあらず。従つて之を以て直に戦国以前に於ける越の分野が析木なりしことの証とは為し難かるべし。今左に天官書の此の條の全文を挙げれば、

二十八舍。主三十二州。斗秉兼之。所從來久矣。秦之疆也。候在太白。占於狼狐。呉楚之疆。候在熒惑。占於鳥衡。燕齊之疆。候在辰星。占於虚危。宋鄭之疆。候在歲星。占於房心。晋之疆。亦候在辰星。占於參罰。

此の文の目的は分野を概説するにありて、二十八舍即ち二十八宿の全部を列举せず、又十二州の全名を挙げず、越という国名もなく、析木に当るべき尾箕の二宿、及び星紀に当るべき斗牛女の三宿をも載せざれば、尾箕斗牛女の五宿は何れの国の分野に当てられたるか明ならず。されば燕齊の疆域は虚危に占すと云うによりて、直に、徐癸の説の如く虚危以外の尾箕は燕齊の地以外に当てらるべきものと推断するを得ざるべし。又之と同じく、呉越の疆域は鳥衡に占すというによりて、(鳥衡は二十八宿中の柳星張翼軫の五宿に当る)斗牛女は呉越に配当せしむること能わずと定むべきものにもあらざるべし。若し此の文によりて燕の分野が虚危の中に限られたるものとせば、呉楚及び其の以南の地方は必ず鳥衡の中に含まれざるべからざることとなり、従つて越に析木を配することも不可能となるべし。されば、徐癸が天官書の記載よりして、戦国以前に於ける越の分野が析木なりしことを証明せんとしたるは誤謬にして、越の分野の決定は偏に係りて昭公九年の記事の価値如何に存することとなれり。

故に越の分野を星紀とする時は、左伝の中に、百四十四年超辰法によりてのみ解せらるべき記事あることとなり、又之を析木とすれば左伝に百四十四年の超辰法によりてのみ解せらるべき記事なきこととなる。これ即ち新城博士と予との間に左伝の著作時代に関して、見解の差異を生じたる所以なりとす。しかも叙上の理由よりして、昭公九年の記事の価値の決定せざる間は、予は未だ容易に新城博士の意見に賛同すること能わ^{あた}ず。博士は又別に昭公三十二年の記事中、既に越の分野を星紀とし難き理由を含めるものと認められ、左の如く論述せられたり。

普通に行われて居る説では、呉越の分野は星紀で、従つて越得歳と云うのは、此年歳星が星紀に在つたと云うことである。而して、左伝の本文の意味は杜預の注にある如く、呉も越も共に歳を得て居るのに、呉先ず兵を動かして歳を得て居る越を攻めたからわると云うのであるが、この解釈は無理である。若し呉も越も共に歳を得て居るならば、本文に越得歳と書く筈がない。或は（左氏会箋）説をなして、同じ星紀の中でも越の分は其初めの斗に当り、呉の分は其終りの牛女に当るか故に、此年歳星が星紀の初めに在りて、越だけが歳を得、呉は未だ歳星を得ないのであると云うのもあるが、この説も充分の論拠がない上に、本文の解釈としても頗^{すし}る不^ち充分なることを免れない。

博士の此の批評には予も亦全然同意す。されど予は此の以外になお新しき解釈を施すを得べきを信ず。それは先ず試みに三統曆に云う所の百四十四年超辰法によりて此の年に於ける歳星の所在を星紀と仮定し、此の仮定の下に更に三統曆によりて、此の年に於ける歳星の移動を追跡し、これによりて此の記事を説明すること是なり。此の説明にして果して無難ならば、此の記事中に越の分野を星紀となし難き理由を必然的に含めり

とは云うべからざることとなるべし。さて、三統曆によれば、此の年以前に於て最近の超辰は昭公十五年に在りしを以て、それより昭公三十一年の終までには十七年を経過したり。超辰の年の初に於ける歳星の位置は其年の宿次の最初の点に在るべきを以て、それより十七年を経過したる次の年の初に於ける位置は其年の宿次の初点より進むこと $\left(\frac{145}{144} - 1\right) \times 17 = \frac{17}{144}$ 即ち、宿次の百四十四分の十七にして、一の宿次の長さは $365\frac{1}{4} \div 12 = 30\frac{7}{16}$ 即ち三十度十六分の七なるを以て、 $30\frac{7}{16} \times \frac{17}{144} = 3\frac{1367}{2304}$ 即ち三度餘を進みたることとなる。さて星紀の宿次は、漢書律歴志に見ゆる所の三統曆によれば、斗の十二度の初点即ち、十一度の終点より始まりて二十六度に達し、更に牽牛の初度より八度に及び、次で女に入りて其の七度に終るものなるを以て、木星は昭公三十二年の正月冬至の日に於て、斗の十五度中に在ることとなる。而して木星の運行の法則は同じく漢書律歴志に、

木晨始見、去_レ日半次。順日行十一分度二。百二十一日始留。二十五日而旋。逆日行七分度一。八十四日復留。云々。

とあり。而して漢代に於ては未だ歳差の智識なく、冬至点は常に牽牛の初度に在るものと信ぜられたれば、昭公三十二年の正月冬至の日（即ち三統曆によれば正月十四日）に於ける木星の位置は太陽を距ること大約十一度に在り。其の晨に始めて東方に見わるるは、太陽と半次即ち十五度を隔つる時なれば、此の時には未だ見わるることなし。木星は一日に一度の十一分の二を行き太陽は一度を行くを以て、其の距離が十一度より十五度に変ずる為には大約五日を要す $\left\{ (15 - 11) \div \left(1 - \frac{2}{11} \right) \right\} = 4\frac{8}{9}$ 。されば木星の晨始見は正月十九日頃の事となる。木星は晨始見後百二十一日間は順行し、それより二十五日間は留り、更に逆行に変ずるを以

て、三月中旬には已すでに牽牛に入り、五月には進みて女に入り、七月には復び牽牛に帰ることとなる。されば四月より六月まで即ち夏期の全部に於て歳星の所在は常に牛女の宿に当れり。さて漢書地理志によれば、呉の分野は斗にして、越の分野は牛女なれば（淮南子えなんじの分野の配当は、呉を女とし、越を斗牛として、史記漢書と反対すれども、漢書によりて木星の運行を研究する場合には、分野もまた漢書に依るを正当とす）、此の年の夏に於て歳星が越の分野に在ることは明にして、夏期に入りて後、呉が越に兵を加うることの不利なるは、何等の困難なく説明するを得べし。されば昭公三十二年の記事に対して其中に越の分野を星紀とし難き理由を具そなえたりとせらるる新城博士の疑は、全く氷積せらるべきが如し。

昭公九年の記事 是に於て昭公九年の記事を仔細に研究すべき時は来れり。徐癸及び新城博士は昭公九年の記事によりて昭公三十二年に於ける歳星の位置が析木にあるべきことを推定し、之によりて越得歳の記事を解釈せんとするものなれど、予は先ず昭公三十二年に於ける歳星の位置が星紀に在るを認定し、此の根拠に立ちて昭公九年の記事を解釈することを試むべし。

杜預が二個の記事に対する態度 杜預が左伝に注するや、昭公三十二年に於ける越得歳を解して、此の年歳星星紀に在りとしつつも、昭公九年の條に於ては、陳の滅亡の年即ち哀公十七年に歳星鶉尾にあるべしといえる記事に対して、何等の疑を挾さしはまざりしは何の理由によるか。昭公三十二年に於ける歳星の所在星紀なりとせば、哀公十七年は之より三十二年後なるを以て、歳星は鶉尾に在るべき筈なり（前掲の表参照）。然しかるに、之を其れより一次前なる鶉火に在りとして怪まざりしは何ぞや。蓋し歳星の運行を以て満十二年の間に精密に二十八宿を一周して本の位置に復歸するとなせるは、淮南子えなんじ及び史記に見えたる智識にして、此の

智識は前漢末に至りて其の不精確なるを認められ、其の一周天は十二年弱なるべきを知られたり。三統暦は此の際に制定せられたるものにして、木星の運行を以て百四十四年に百四十五次を進むものとなせり。これ未だ真実の数に合せざれど、や稍之に近づきしものなり。此の暦は元來太初暦に易の数理を習合したるものにして、空想的の数理を含みたるものなれば、後漢の時代に入りてより其の価値を疑うもの多くなり、遂に此の暦の廃止せられて、四分暦之に代りたると共に、木星の位置よりして其年の干支を定むることも亦廃せられて、更に之より脱化したる干支紀年法新に制定せられ、木星の實際の運行は之を顧みず、ただ従來木星と同一の速度にて之と反対の方向に運行する神靈とせられたる太歳のみを存し、之を以て従前の通に十二年にして一周天するものとなし、之によりて過去及び将来の歳名を推すこととなれり。即ち或る意味に於て太初暦に復したるなり。是れ即ち二千年後の今日まで行われつつある干支紀年法なりとす。四分暦の制定以後又、暦法の改正頻繁にして、後漢の末に乾象暦行われ、魏に黄初暦行われ、景初暦行われ、晋に及びて更に景初暦を改称して泰始暦といえり。泰始暦は楊偉の造る所にして、晋書律曆志には、

楊偉推三五星尤疎濶。

と記せり。杜預の時代に於ける現行の暦法は即ち此の泰始暦なれば、杜預が木星に関する觀念は之を西漢（前漢）以前の暦家のものに比して、大に異りしは疑を容れず。杜預は更に春秋長曆なる書を著作せり。こは其頃（咸寧中）新に李修及び卜顛といえる算数家によりて造られたる乾度暦を参酌したるものにして、これによりて左伝中の暦日の記事を説明し、其の当否を注記せり。例えば陰公十年の伝に「六月戊申、公會齊侯鄭伯于老桃」とある下に注して「六月無二戊申。戊申五月二十三日、日誤」といえるが如し。されば杜預は暦法に於て一家

の見識を具^{そな}えたるものと認むべく、其の左伝の暦日に注するに当りて不用意より生ずべき誤謬に陥ることあるべしとは考うべからず。是に於て尚^{なほ}熟^{じゆつ}ら考うるに杜預は左伝に於ける歳星の位置を証明すべき何等の方法をも有せざりしなり。抑^{おも}も惑星の見かけの運行は、前にも既に記したるが如く、或は順行し或は逆行し或は静止し、且^かつ遅速一定せず、其の行道極めて複雑なるものなれば、木星の場合に於ても其の測定極めて困難なるは当然にして、漢武帝の太初曆に於ては、十二年に一周天をなすと信ぜられたるもの、之れより八九十年を経るに及びては、實際の天象と著しき齟齬^{そご}を来し、遂に百四十四年にして超辰すとなせる三統曆の創定を見るに至りしなり。されど木星が大約^ニ18622年に一周天をなすといえる今日の智識は容易に得らるべくもなく、南北朝劉宋の時代に祖沖之が始めて八十三年に一周天を了することを唱え出せるまでは、支那の曆学界に於て、比較的近似の値すらも知られざりき。而^{しか}して三統曆は最も缺陷多きものとして後漢時代に廃棄せられ、百四十四年超辰法も之と運命を共にしたることは上述の如くなれば、杜預の時代に於ける泰始曆等に於ても、極めて不精密なる標準の設立せられたるに過ぎざりしなり。されば杜預は此の標準の数を以て木星の運行の逆算を試みたるべきも、之によりて左伝に於ける歳星の記事を証明するを得ざりしなるべく、さりとて又其の誤謬を指摘せんことは単純なる月日の記事を取扱^{とく}う程に容易なるものにあらずして、全然其の記事を否定するの外あらざるべければ、そは杜預が左伝を推尊して其の真価を發揮せんとする立脚地よりして考うるも、其の能^よく為し得る所にあらざるべし。されば杜預の為し得る所はただ其の記事を其儘^{そのま}に受入れて注解を下すの外、別の方法あるべからず。而^{しか}して越^この分野が星紀の中に在るは、古説の皆一致する所なれば、之に背^{そむ}きて新に之を析木に在りとするにも困難を感ぜしなるべし。且^かつ又木星の運行が往々翌年に相当

すべき位次に侵入することあるは、既に左伝に於て、襄公二十八年の條にも、

春無_レ冰。梓慎曰。今茲宋鄭其饑乎。歲在_二星紀_一。而淫_二於玄枵_一。

とあり、又漢書天文志にも、

歲星（中略）出入不_レ當_二其次_一。必有_二天殃_一。

とあり、杜預もまた此の理を認めて襄公二十八年の條に注したることもあれば、昭公三十二年に於ける当然の位次なる析木を離れて、翌年の位次なる星紀に侵入したることも、單に此の年に於ける特別の現象とのみ解釈したりしなるべく、従つて昭公九年の記事に見えたる陳の滅亡の年が鶉火なるの事実と何等の矛盾ありとも思わざりしなるべし、此れ其の一見矛盾せるが如き注解を昭公九年及び三十二年の條に下して、毫も怪む所なかりし所以なるべし。

陳滅亡の年に関する史記の記載

然らば則ち左伝の著者も亦杜預の如き見解を取りしものとせんか。予

は此の問題に対して更に一段の研究を進むべきものあるを思う。抑も陳の楚に亡ぼされたるは左伝哀公十七年の本文に明記して、

秋七月己卯。楚公孫朝帥_レ師滅_レ陳。

という所にして、何等疑問を容るべき餘地なきが如しと雖も、仔細に之を研究するに及んでは、頗る疑を其間に挟まざるべからざるに至る。蓋し春秋の経文は哀公十四年春西狩獲麟に終ることは人の善く知る所にして公羊伝、穀梁伝皆之に依れり。而して左伝のみは少しく之に異りて、哀公十六年夏四月孔丘卒を以て其の経文を終れり。若し春秋の経文を以て、孔子の著述となす時は、獲麟以後二年餘の間の記事は、後世儒

家の続筆に係るものというべし。而して左伝の文章はなお十餘年の後に亘りて、哀公の最終の年なる二十七年に終り、尚之なほに附載するに、更に四年の後なる悼公四年の事実までを以てせり。されば楚が陳を滅したる記事は単に伝文のみ見ゆる所にして、経文には記載せられたるものにあらず。これ第一に注意すべき点なりとす。是に於て、史記を繙ひもときて、其の中に見えたる陳の滅亡の記事を調査するに、実に意外なる結果を得たり。それは同書の十二諸侯年表に於て、周の敬王四十一年即ち魯の哀公十六年の下に「孔子卒」と記し之と同年なる陳湣公二十三年の下に、「楚滅陳。殺湣公」と記せることこれなり。これ左伝に於ける楚滅陳の記事と明に一年の相違あるものなり。是に於て、更に史記の他の部分を点検して、又左の数條を得たり。

周本紀。(敬王)四十一年。楚滅陳。孔子卒。

周本紀。(悼公)十三年。楚滅陳。(中略)孔子以悼公十二年卒。

吳太伯世家。(夫差)十八年。楚滅陳。

管蔡世家。(成侯)十三年。楚滅陳。

陳杞世家。(湣公)二十三年。楚白公勝殺令尹子西子綦。襲惠王。葉公攻敗白公。白公自殺。二十四年。

楚惠王復國。以兵北伐。殺陳湣公。遂滅陳而有之。是歲孔子卒。

宋世家。(景公)三十七年。楚惠王滅陳。

楚世家。(惠王)八年。晋伐鄭。鄭告急於楚。楚使子西救鄭。受賂而去。白公勝怒。乃遂与勇力死

土石乞等。襲殺令尹子西子綦於朝。因劫惠王。置之高府。欲弑之。惠王從者屈固負王。亡走

昭王夫人宮。白公自立為王。月餘。會葉公來救楚。楚惠王之徒共攻白公殺之。惠王乃復位。是

歳也。(史記集解。徐広曰。惠王之十年。)滅陳而縣之。

鄭世家。(声公)二十二年。楚惠王滅陳。孔子卒。

更に、十二諸侯年表の周敬王四十一年の條下に於ける前記諸條に關係あるものを摘録すれば、

周	魯	秦	楚	宋	陳	蔡	鄭	吳
敬	哀	悼	惠	景	潛	成	声	夫
王	公	公	王	公	公	公	公	差
四	十	十	十	三	二	二	十	
十	六	二		十	十	二	十	
一				八	三		二	
	卒	孔子	白公	楚滅				
		勝殺	陳殺					
		令尹	潛公					
		子西						
		攻惠						
		王葉						
		公攻						
		白公						

白公

自殺

恵王

復国

其の記載の区々なること驚くべし。蓋し其中には伝写の誤もあるべく後人の妄改もあるべし。然りと雖も、予は年表が比較的に数字の誤謬を生じ難く、且つ又司馬遷が之を著作するに当りて、適當の注意を怠らざるべきを信ずるが故に、主として之を標準として、一応他の記事を点検せんとす。周本紀の文は年表と一致するが故に論なし。秦本紀の文は孔子の卒年のみ年表と合し、陳の滅亡は之より一年の後にあり。呉太伯世家の文は又陳の滅亡を年表より一年の後に置く。管蔡世家も亦呉世家と同じ。陳杞世家は白公自殺を年表と同じくし、陳の滅亡と孔子の卒年とを共に年表より一年の後に置く。宋世家は陳の滅亡を年表より一年の前に置く。楚世家は恵王八年の條下に、白公自殺と楚滅陳とを収めて、年表よりも二年以前に当てたり。但しこは徐広の説によりて十年とすべきが如し。鄭世家は全く年表と合せり。此の如く異同百出せりといえども、予は前述の理由よりして、尚お年表の比較的信憑すべきものなるを認めざるを得ず。思うに此の如き異同を生じたるは、必ず伝写の誤謬に出でたるものあるべく、また一方には後人の左伝と対照して注記したるもの本文中に攙入せしもあるべく、また左伝によりて改めたるものもあるべし。凡そ書籍が写本のみによりて伝えらるる間は此の種の変化を免るべからざるものにして、其の例一々引証するに勝えず。されば、史記の著作せられたる時に於ては、陳の滅亡を以て哀公十六年に置きしものと認めざるを得ざるなり。

左伝と史記との著作の前後

左伝が果して史記の前に存在し、司馬遷は之を材料として、史記を著述したりとせば、左伝中に於ける陳の滅亡の記事は必ず哀公十六年の條下に載せられしなるべし。何となれば史記の年表が此の場合に於て左伝と矛盾すべき理由なければなり。若し又左伝が史記の後に編述せられたるものとせば、これも亦何等の理由もなきに、妄りに年月を紛更すべきにあらず。新城博士は昭公三十二年に於ける「越得歳」に対して二様の説明の可能なるを論ぜられ、(一)若し杜預の説を取りて越の分野を星紀とする時は、百四十四年超辰の計算を認むることとなりて、左伝の著作を前漢末に置く事となるべく、(二)若し又徐登の説を取りて之を析木とする時は、十二年一周の計算によりて、左伝の著作を戦国時代に置く事となるべきを算式によりて証明せられたり。予も亦此の証明法に対してもとより同意を表するものなり。されば、史記以前に於て左伝存在したりとせば、それは戦国時代以後に著作せられたるものなるべく、史記以後に於て左伝著作せられたりとせば、それは前漢末ならざるべからず。然るに前に掲げたる陳の滅亡の記事よりして之を見る時は、左伝の史記以前に存在したるにつきて大に疑を挾むべきものあり。是に於て直に前漢末に下りて、更に陳の滅亡の記事の価値を研究するの必要を生ぜり。

昭公九年の記事に対する疑問

左伝が前漢末に著作せられたるものなるべしという疑は、其中に三統曆の智識を含有するに似たるによれり。然るに左伝中の曆数に関する記事が皆三統曆法の逆算によりて説明し得らるるに關わらず、此の哀公十七年に於ける陳の滅亡の記事のみは其間に一年の相違を生じ、三統曆によりては説明し難し。これ大なる難関にして新城博士は之に關係する昭公九年の記事を以て、「劉歆偽作に對する有力なる反証」とさえ云われたり(昭公九年の記事及び陳の滅亡の記事は既に前に掲ぐ)。彼の昭公三十

二年に於ける「越得歳」の記事に於て、越の分野が戦国以前に於ては星紀に在らずして析木に在りしという徐発の説も、畢竟此の陳の滅亡に関する記事よりして推演せられたるものに外ならざりしなり。然りと雖も史記以後に於て史記の事実を改むるは、史記の著作に用いられたる材料以外に、別に有力なる新史料（又は新理論）を有するに非ざれば能わず。前漢末に於て、劉歆一派の学者は果して斯る新史料（又は新理論）を発見したりしか。若し発見したりとせば、それは第一に、新しき占星術即ち三統曆ならざるべからず。左伝の著者が、昭公九年の條下に於て歳星の運行等よりして、五十餘年後の陳の滅亡を豫言するの説話を挿むに当りては、陳の滅亡の年が果して其の計算に符合するか否かに就きて、仔細に点検したりしなるべし。而して左伝の著作を以て前漢末にありとする時は、其の計算の基礎たるものは三統曆ならざるべからず。是に於て更に三統曆の方法に基づきて史記に於ける陳の滅亡の年即ち魯の哀公の十六年を検査すれば、此の年は恰も歳星の所在鶉火に相当して、昭公九年の豫言を証するに適當せり。されば左伝の著作にして、仮に前漢末に於て劉歆の手に成りたりしものとする時は、陳の滅亡を以て特に哀公十七年に置くの要なく、やはり史記の年表に従つて、哀公十六年の條に記載せられ居らざるべからず。而して此の場合に於ては昭公九年の記事は左の如き形ならざるべからず。

夏四月。陳災。鄭裨竈曰。五年陳將復封。封五十一（今は二に作る）年而遂亡。子產問其故。對曰。陳水屬也。（中略）歳五及鶉火。而後陳卒亡。楚克有之。天之道也。故曰五十一（今は二に作る）年。云々。

即ち此の條に於て今の本に五十二年とある所を五十一年と改め、陳の滅亡の記事を哀公十六年の條に移す時は能く三統曆に合すべし。是に於て左伝中の曆数に関する記事は悉く三統曆に合することとなるべし。然

るに左伝に於ける現行の記事は此の如くならず。然る時は、左伝は史記以前の存在に於ても疑あること先に述べたるが如く、前漢末の著作とすることも亦疑あること茲に述ぶるが如くにして、新城博士及び予の試みたりし、暦日の記載によりて左伝著作の年代を考定することは、頗る困難なる事業となれり。

左伝が現行の体裁となりたる時代　吾人は是に於て、更に左伝の著作につきて、一層仔細なる觀察を遂ぐるの必要に蓬着せり。抑も左伝が現行の体裁となりたるは何れの時よりなりしか。其最初よりして然りしか、或は後代に於て更正せられしか。こは大に注意すべき問題なりとす。よりて先ず杜預が春秋左伝集解の自序を見るに左の文あり。

分_三經之年与_三伝之年_一相附。比_三其義類_一。各随而解_レ之。

と。これ杜預が此の書を著述するに当り、其の便宜に従いて従来春秋の經文と左氏の伝文と別行し居たりしを集合して、一年毎に經の後に伝を附載して一篇の編成を了りしを言えるものなり。思うに春秋の經文は元來編年の体裁なりしこと勿論なれど、左氏伝に至りては一説話を以て一條項となし、必ずしも年によりて其の次第を立てしにあらざりしなるべし。そは僖公十九年の伝の初に、

十九年春。遂城而居_レ之。

とあるは、同十八年の伝の最終に、

梁伯益_三其国_二而不_レ能_レ実也。命_レ之曰_三新里_一。秦取_レ之。

とある文の後に直に接すべきものなるを、ただ其の翌年の事に係るを以て、之を割裂して分載したりしこと明けし。然らずんば十九年の條に於て、突如として、「遂」の字を用い、「遂城而居之」と書すべき道理な

るべし。左伝と姉妹篇の關係ある國語も亦一説話を以て一條項となすものにして、編年の体裁にあらず。其他春秋を以て名稱に附するもの、呂氏春秋、晏子春秋の如き皆此の体裁なれば、左氏伝即ち左氏春秋が、其の初に於て此等の書と同様の体裁なりしことは全く疑うべからず。杜預は即ち始めて此の体裁を改めて編年体となし、之を春秋經文の各年の條下に附載したるものなり。されば此の間に於て、其の自家独特の見解に基づきて、按排を試みたることのあるべきも亦明白なりとす。是に於て更に杜預の左伝に対する見解を窺うに、彼は左氏伝が孔子の弟子左丘明の著なるを確信し、又其の曆数に關しては、自ら春秋長曆を著作して一新見解を下したり。春秋長曆は後漢以來の曆法家の説を繼承して、劉歆りゅうきんの三統曆を排斥したるものなれば、所謂百四十四年超辰法は其の取る所にあらず。是の如き立脚地を有せる杜預が、左伝に注解を下すに當りて、昭公九年の條に至りし時は、先ず歲星の運行を計算して、五周天後の鶉火に至りし年を検し、必ず之を哀公十七年に置かざるべからざるを確認したりしなるべし。然しからずんば、昭公十五年に於て歲星の超辰せることを認むる事となるべければなり。先に所謂いわゆる新史料（又は新理論）によりて陳の滅亡を史記の年表の記載より一年後なる哀公十七年に置くの根拠は、此に始めて樹立せるなり。其の根拠既に此の如く樹立せる以上は、昭公九年の條に於ける数字にして、若もし之と矛盾せるが如きものあらば、之に修正を加うるは当然の順序なりとす。是に於て五十二年なる文字は其の計算の結果として新に定めらるべきものなり。之と同時に、陳の滅亡の記事は哀公十七年の條下に附載さるべきものなり。春秋の經文は、公羊くよう、穀梁二家の伝うるものは哀公十四年に終り、左伝家の伝うる所のものも哀公十六年夏四月に終りて、何れも陳の滅亡いず以前に其の筆を絶てり。されば杜預が左氏伝の文を編年体に改むるに當りては、陳の滅亡の記事を哀公十六年に置くと、又は十七

年に置くとも、経の本文とは没交渉にして、其間に何等の矛盾をも惹き起すべき懸念無し。杜預は蓋し此の如くにして現行の左伝を完成せしなるべし。是に於て又左伝を取りて之を検すれば哀公十六年の條に、楚の白公の乱の記事あり。試みに楚が陳を滅せる記事を其の翌年即ち哀公十七年より取り来りて、之に附載するに、文章の連絡上何等の困難をも生ぜず。此の記事は単独の説話なれば、何れに挿入するも差支なく、又其中にある「秋七月己卯、楚公孫朝帥師滅陳」の月日も他の部分と齟齬することなし。更に史記の楚世家を見れば、白公篡奪後月餘にして楚王復位し、直に陳を伐ちたりしことを記せり。十二諸侯年表も亦之と一致す。史記は即ち白公の乱と陳の滅亡とを同年とするものにして、左伝の記事の轉換は偶々之と一致するの結果を生ぜり。但し陳杞世家のみは白公の乱を陳湣公二十三年とし、陳の滅亡と孔子の卒去とを共に其の翌年としたれど、こは孔子の卒去を哀公十七年に置くこととなりて春秋の経文と合せず。若し此の三種の事件を共に湣公二十三年の事とする時は、其の事件の連絡に於て楚世家と合し、又春秋の経文と一致し、且つ年表に符合すべし。思うに陳杞世家の文は、左伝が現行の体裁となりし後に於て、何人かが之を本として、陳の滅亡の條に「二十四年」の四字を註し置きたりしものが、本文に紛れ入りしならん。然らずんば、孔子卒去までが二十四年とせらるべき理由なければなり（陳杞世家の文は前に出す）。先に述べたる史記の記事の多様なるは大抵此の種の方法にて説明し得べきに似たり。

左伝は前漢末の著作ならざるべからず　此の如く考証し来れば、前漢末に於ける左伝の原文の形は、陳の滅亡の豫言の條に於て五十二年を五十一年と記しあり、陳の滅亡の記事は其の年の明記なかりしものなるべし。（現行の左伝に於ても、陳の滅亡の記事の冒頭は、

楚白公之乱。陳人恃其衆而侵楚。

にして、其の一段の終までには、ただ「秋七月己卯」とあるのみにて、其他に年月日に渉る文字無し。然る時は曆日の記載に基づきて左伝の著作時代を推定することに伴える困難も茲に始めて排除することを得て、新城博士の提出せられたる二個の條件の中前漢末の著作とする方の最も有理なるを認めざるを得ざることとなり。これ即ちまた予が先年発表せる研究の結果に合するものなり。

国語にある木星の記事 次に国語が左伝の姉妹篇なるは疑うべからざる事にして、新城博士も亦同様の意見を有せられたり。国語にある歳星の記事の中に於て、周語下に見えたる

(景) 王將_レ鑄_二無射_一。問_二律於伶州鳩_一。(中略) 王曰。七律者何。对曰。昔武王伐_レ殷。歳在_二鶉火_一。月在_二天駟_一。日在_二析木之津_一。辰在_二斗柄_一。星在_二天龜_一。(中略) 歳之所在。則我有周之分野也。(下略) 及び、晋語に見えたる

(姜氏) 言_二於公子曰_一。(中略) 吾聞晋之始封也。歳在_二大火_一。闕伯之星也。実紀_二商人_一。(下略) の二條をば、博士は之を点検して、其の年代不明なりとせられたれども、予が見る所にては、是れ亦三統曆法を以て解釈せらるべきものなり。其の証は、漢書律歴志を按ずるに、其の世経の條下に左の文あり。

成湯。書経湯誓。湯伐_二夏桀_一。金生_レ水。故為_二水徳_一。天下号曰_二商_一。後曰_レ殷。三統上元至_二伐桀之歳_一。十
 四万一千四百八十歳。歳在_二大火房五度_一。故伝曰。大火闕伯之星也。実紀_二商人_一。武王、書経牧誓。武王
 伐_二商紂_一。水生_レ木。故為_二木徳_一。天下号曰_二周室_一。三統上元至_二伐紂之歳_一。十四万二千一百九歳。歳在_二鶉
 火張十三度_一。(中略)

自_レ文王受命_ニ而至_レ此十三年。歲亦在_レ鶉火_一。故伝曰。歲在_レ鶉火_一。則我有周之分野也。師初_レ發以_レ殷十一月戊子_一。日在_レ析木箕七度_一。故伝曰。日在_レ析木_一。是夕也。月在_レ房五度_一。房為_レ天駟_一。故伝曰。月在_レ天駟_一。後三日得_レ周正月辛卯朔_一。合辰在_レ斗前一度_一。斗柄也。故伝曰。辰在_レ斗柄_一。明日壬辰。晨星始見。癸巳武王始_レ發。丙午還_レ師。戊午度_レ于孟津_一。孟津去_レ周九百里。師行三十里。故三十一日而度。明日己未冬至。晨星与_レ婺女_一伏。歷_レ建星及牽牛_一。至於_レ婺女_一。天竈之首。故伝曰。星在_レ天竈_一。

此等の文は皆国語の記事と相提携するものにして、此の中に「伝曰」とあるは皆国語の語句なり。而して漢書律歷志が三統曆の書なることは更に論ずるを須_レたざることなれば、国語の記事は即ち三統曆によりて説明するを得べきものなり。されば、殷の湯王が夏の桀王を伐ちし年は、太初元年を距ること143127(上_レ文_レ來_レ太初_レ元年の_レ前_レ年_レ迄の_レ年_レ數) - 141480 = 1647年にして、太初元年は西紀前104年なれば、湯王の桀を伐ちし年は西紀前1千七百五十二年となり、之と同様に、周の武王が殷の紂王を伐ちし年は143127 - 142109 = 1018. 1018 + 104 = 1122西紀前1千一百二十二年なり。而して晋の始封は此の年の歲星の位次の鶉火なるより數えて十五年後なる大火の年なるべく、其の年は恰も成王元年に相当し、西紀前1千一百八十八年に当れり。而して又、西紀前1千七百五十二年、一千一百二十二年、一千一百八十八年に於ける歲星の位次が、其れぞれ大火、鶉火、大火なることは皆百四十四年超辰法によりて算出する結果に一致す。此の故に国語にも亦三統曆の潜めること明瞭にして、偶々其の姉妹篇なる左伝の中に三統曆の存在することを傍証するに足れり。然り而して此等の年數は皆不完全なる曆法によりて、占星の意義を交えて作為せるものなること明なれば、之を信じ難きは勿論の事なる上に、又之れを他の占星的曆法によりて算定せる年數と比較して其の真偽を論評すべきものにもあらず。

新城博士は之を竹書紀年等と比較して種々論評せられ、遂に伐紂と晋の始封との年が鶉火、大火に当たるといえる記事よりしては、其の年数を決定すること能わずと断定せられたるは聊か怪しむべきなり（博士は伐桀の事を説かれず）。

左伝及び国語の木星記事は盡く三統曆にて解釈するを得　左伝及び国語の歳星の記事にして、以上の外

にあるものは、皆十二年一周法によりても三統曆の百四十四年超辰法によりても解釈し得べきものなれば、特に問題とすべきものなし。問題となるべきは悉く三統曆にて解するを得べく、十二年一周法にては解するを得ざるものあり。されば、左伝国語の曆法が戦国時代なる西紀前三百七十年前後を基準として作成せられたる一種の曆法なる事を断言すること能わざることとなるべし。即ち新城博士の提出せられたる左伝曆法の二個の條件は其の一個を失いて、ただ三統曆のみ残留することとならん。予は茲に博士の再考を煩わすの失当ならざるべきを思う。

戦国時代の曆法と左伝の曆法　新城博士は別に戦国時代より前漢の中世に及ぶまでの間に於ける天文曆

法の学の發達を論述せられ、左伝の曆法がよく戦国時代の曆法と一致することを証明せられたれど、左伝の曆法を上述の如く三統曆とするに於て幸に誤なしとせば、戦国時代の曆法の研究は自ら別問題となるべし。又左伝の記事は戦国時代の曆法を決定するにつきて有力なる証拠を提供するものとならずして、博士の論述少くとも左伝の記事に関する部分は今尚お再考の餘地あることとなるべし。此の問題につきては他日別に愚考を發表する機会あるべければ、今は茲に陳述せざるべし。

左伝の豫言記事は漢代に關係あり　次に左伝の豫言に関する博士の高説に対しては尚一応の辯解をなさ

ざるべからず。博士は、前に述べたるが如く、左伝の豫言法を以て後驗的なりとし、其の製作時代は其中に編入せる歳星の記事と豫言の適中と不適中とによりて察するに戦国時代西紀前三百六十五年より三百三十年に至る間なることを断定せられたり。歳星の記事によりては其の製作年代を寧ろ前漢末に置くを穩当とすべきものなることは既にこれまで縷述せる所なり。豫言の適中と不適中とによりて西紀前三百三十年以前とするは今より之が批評を試みんとする所なり。抑も左伝の豫言の後驗的なるは著明なる事柄にして實に博士の高見の如し。而して博士が三百三十年以前とせられたる証拠は實に左の記事にあり。

(左伝僖公三十一年) 冬。秋圉_レ衛。衛遷_二于帝丘。ト曰_三三百年。

僖公三十一年は西紀前六二九年にして、此の年より三百年後は西遷前三二九年に当れり。衛の滅亡は西紀前三〇九年なるを以て、博士は此の豫言を適中せずと認められ、其の説話の構成せられたる時を以て西紀前三二九年よりは前にあるべきことを推定せられたるなり。然るに予は史記の衛世家を検して、此の豫言の適中し居るを発見したり、同書に曰く、

衛嗣君五年。更貶_レ号曰_レ君。独有_二濮陽_一。

と。衛は此の時に於て、国勢衰え、国土削られ、既に諸侯の列に並ぶを得ず、其の数百年の首都たる帝丘を去りて濮陽に移り、侯号を止めて、纔に君と称したるなり。嗣君の五年は西紀前三二〇年に当り、其の帝丘に始めて都したりし六二九年を距ること三百年となる。さればトして三百年といえりという説話は、其の大多数を取りたるものにして、此の豫言は適中し居れるなり。博士は衛の滅亡が二百九年なることにのみ着眼せられて、偶々其の濮陽移住の事実を看過せられたるに非ざるなきか。其他博士の引用せられたる文公六年の

「君子是以知秦之不復東征也」といえる記事、襄公二十九年季札が諸国の音楽を聴きて、「齊国未可量也」といえる記事、昭公四年の「滕其先亡乎」の記事は何れも左伝が三百三十年以前に著作せられたるを証明すべき充分有力なる材料というを得ず。されば予は豫言より見ても未だ博士の説に一致する能わざるを遺憾とす。予は却つて左伝中に漢の帝室なる劉氏が帝堯の後たることを記述し、又漢の火徳なることを豫想したりと思はるる記事あるに基づきて、之を漢代の製作となすの寧ろ理あるを認む。抑も左伝に劉氏の祖先の記事あり、漢の火徳を証するの記事あることは、後漢時代の左伝学者たる賈逵が特に之を表彰して孝章皇帝に上奏したる文の中に、

五經家皆無以証凶讖。明下劉氏為堯後者。而左氏独有明文。五經家皆言顓頊代黃帝。而堯不得為火徳。而左氏以為少暎代黃帝。即凶讖所謂帝摯也。如今堯不得為火。則漢不得為赤。其所發明補益實多。(後漢書賈逵伝)

といえるが如くにして、又古来左伝の本文批評をなす学者の、同時に之によりて、其の当世に阿りたる漢代学者の攙入の文字たるを論ぜし所なり。今先ず劉氏の祖先に関する左伝中の明文の如何なるものなるかを検査すれば、左の如し。

(襄公二十四年)春。穆叔如晋。范宣子逆之。問焉曰。古人有言曰。死而不朽。何謂也。穆叔不對。宣子曰。昔勾(士勾即ち范宣子)之祖。自虞以上為陶唐氏。在夏為御龍氏。在商為豕韋氏。在周為唐杜氏。晋主夏盟為范氏。其是之謂乎。穆叔曰。以豹所聞。此之謂世祿。非不朽也。魯有先大夫。曰臧文仲。既没。其言立。其是之謂乎。豹聞之。大上有立德。其次有立功。其次有立言。雖久

不壞。此之謂不朽。若夫保姓受氏以守宗祧。世不絕祀。無國無之。祿之大者。不可謂不朽。
 (文公十三年) 晋人患秦之用士會也。(中略) 乃使魏壽餘偽以魏叛者。以誘士會上。執其帑於晋。使夜
 逸。(中略) 既濟。魏人譟而還。秦人歸其帑。其処者為劉氏。

(昭公二十九年) 秋。龍見于絳郊。魏獻子問於蔡墨曰。(中略) 対曰。(中略) 及有夏孔甲擾于有帝。帝
 賜之乘龍。河漢各一。各有雌雄。孔甲不能食。而未獲參龍氏。有陶唐氏既衰。其後有劉累。学
 擾龍于參龍氏。以事孔甲。能飲食之。夏后嘉之。賜氏曰御龍。以更豕韋之後。龍一雌死。潜醢以
 食夏后。夏后饗之。既而使求之。懼而遷於魯縣。范氏其後也。

以上摘記する所の三條は、劉氏の系譜を述べたるものにして、之を概括すれば左の如し。

帝堯——御龍氏(劉累)——豕韋氏——唐杜氏——范氏(士氏)——劉氏

文公十三年の條に「其処者為劉氏」とあるは劉氏の祖先が秦に居住してより、始めて其の氏を称したるを示すものにして、此等の明文によりて見る時は、三尺の劍を提げて風塵の中に崛起したる劉邦其人は此の秦に居住したる劉氏の後にして、上古に^{さかのぼ} 浜る時は実に帝堯の後裔なるを知るを得べし。此れ抑も如何なる事を意味すとせんか。若し周の時代に於て劉姓の人物著れたるものありとせば、其の出自を茲に示すことも或は其の必要ありとせん。然るに周代に於て、劉姓の人の世に著われたることなし。但し周王の近臣に劉公というものあれど、こは堯の後裔にあらずして、之とは全く別なり。左伝の著者にして果して孔子と同時代なる左丘明、又は新城博士の推定せられたる戦国時代の或る学者なりとせば、茲に此の一句を挿入したるは何等の意味をもなすものにあらざるべし。ただ漢代の人として之を記し之を読むに及びて、始めて無限の妙味を

感すべきなり。卑賤より崛起せる豪傑が其の系統を古代の名家に接続せんとするは、古今東西共通の人情なり。されば、左伝の記事も亦此の種の工夫に出でたるものにして、劉氏を貴くせんとするの目的に外ならざるべし。故に、左伝の中に既に漢の帝室が帝堯の後裔として天下を統御すべきことの豫言ありと謂わざるべからず。是によりても、左伝が漢代以後に著作せられたるものなることは、之を断定するに難からざるべきなり。唐の孔穎達の左伝正義に、此の文の下に、

伍員属其子於齊。使為王孫氏者。知己將死。豫令改族。其伝又為而發之。士会之帑。在秦不顯。於会之身。復無所辟。伝説処秦為劉氏。未知何意言此。討尋上下。其文不類。深疑此句。或非本旨。蓋以為漢室初興。捐棄古学。左氏不顯於世。先儒無以自申。劉氏從秦從魏。其源本出劉累。挿注此辭。將以媚於世。明帝時。賈逵上疏云。五經皆無凶讖明劉氏為堯後者。而左氏独有明文。竊謂前世籍此以求道通。故後引之以為証耳。

といえるは大体に於て首肯すべしと雖も、ただ「其処者为劉氏」の一句のみを漢代の攙入としたるは未だ精到の見とするを得ず。抑も此の伝説は漢の初世より既に特に秦巫晋巫等を置きて其の祖先を祀らしめたること史記封禅書及び漢書郊祀志にあり、劉向もまた頌を作りて、

在秦作劉

となしたることあり、史記にもまた劉累が龍を養える事を記したれば、決して、前漢末或は後漢に至りて左伝を世に広めんが為に始めて作為せられたるものにあらず。又前掲の三條の劉氏に関する左伝の記事を熟読すれば、「其処者为劉氏」の一句が後に附加せられたるものと見るよりも、寧ろ其の全文が此の一句を導き出

すがために作られたるものと見るべきの感あり。予が孔穎達くようだつの説を以て精到の見とせざるは此が為なり。而して又漢初より此等の伝ありしことは、左伝が戦国以前の著作なるを証明するものにあらずして、却りて其の漢代の著作なるを証明するものとなるべきなり。左氏会箋に洪亮吉の説を引ききて、此の條に註して、

桓公之子為二七大夫於楚。吳夫槩王奔楚為二堂谿氏。皆不レ顯於世。然左氏皆因レ事記レ之。以詳二其始終。其処者為二劉氏。亦彼類耳。且上文秦伯誓二士会。曰。所レ不レ歸二爾帑。者有レ如レ河、秦伯踐二其誓。而有二願留レ秦者。此尤不レ可レ不レ記也。云々。

といえるも、また首肯すべからず。何となれば、桓公の子、呉王の弟、其の子孫の他国に奔りて大夫となり、附庸となれるを記せるは、名家の末路を示すものにして、叙事の極めて自然なるものなれど、劉氏の場合に至りては何等此の如き関係あるにあらず。且つ又此の一段の説話は秦伯の能く其の約束を履行して、士会の家族を其の故国に帰らしめし事を伝うるにあれば、其の別れて秦に留りしものの事を叙するの必要あるべからず。ただ其の事実が何等か後世の歴史に影響ある場合にのみ其の必要あるべし。然るに劉氏は周代に於て民間無名の一卑族たるに過ぎざれば、戦国の歴史家が此の事を記するは何等の意味をもなさざる事となるべし。文章の洗煉を尚たつとぶ左伝の作者が此の無意味の叙述を行えりとは思われず。故に此の叙述の価値を有することは、ただ劉氏が著名の姓氏となれる漢代以後に於てのみ然るべきこととす。

堯の火徳と少昊金天氏と五帝 次に賈逵かきの上書中の堯の火徳なること、及び之に關聯して少昊金天氏が五帝の一に列することも、また左伝の晚出を証すべき有力なる論拠となるべし。抑も五帝といえる思想はもと五行思想より出で、木火土金水の五個の惑星の崇拜と密接なる関係あるが如し。史記の天官書には蒼帝、赤

帝、黄帝、白帝、黒帝を以て天上の五帝となせり。天の五帝を祭れる事実の最も著しきものは、漢の文帝の十五年に長安の附近なる渭水の北岸に、五帝の廟を建設して皇帝親ら往きて之を祭りたることなり。史記の封禪書に此の事を叙して曰く、

於是作渭陽五帝廟。同宇帝一殿。面各五門。各如其帝色。祠所用及儀。亦如雍五畤。夏四月（十六年）。文帝親拜霸渭之会。以郊見渭陽五帝。五帝廟南臨渭。北穿蒲池溝水。權火舉。而祠若光。輝然属天焉。

と。以て其の盛大なりし光景を察すべし。此の五帝は蒼（青）帝、赤帝、黄帝、白帝、黒帝なりしことは其の廟の五門に各其の帝の色を用いたりといえるにて明なり。之に古代の帝王を配したりや否やは明ならざれども、其の天上の帝を主としたるは疑うべからず。上古の帝王を数うるに五帝を以てして其の名を明記するは史記の五帝本紀に於て始めて見るべし。此の書には五帝として、黄帝軒轅、顓頊高陽、帝嚳高辛、帝堯、虞舜を挙げたり。而して其の卷尾に贊して、

太史公曰。学者多称五帝尚矣。然尚書独載堯以来。而百家言黄帝。其文不雅馴。薦紳先生難言之。孔子所傳。宰予問五帝徳及帝繫姓。儒者或不傳。（中略）余並論次。捫其言尤雅者。故著為本紀書首。といえり。茲に所謂五帝徳と帝繫姓との二篇は、今、大戴礼と孔子家語との中に存するものにして、司馬遷は未だ其の儒家の通説たるを認めず、且つ之を比較的後代の作物となししが如し。五帝徳及び帝繫姓にある五帝は

黄帝——顓頊——帝嚳——帝堯——帝舜

にして史記と同じく、何れも少昊金天氏の名無し。されば司馬遷は未だ少昊金天氏を五帝中に加へたるものありしを知らざりしなり。是に於て左伝に記したる五帝を見るに、昭公十七年の條に左の文あり。

秋郊子来朝。公与之宴。昭子問焉曰。少皞氏。鳥名官。何故也。郊子曰。吾祖也。我知之。昔者黃帝氏以雲紀。故為雲師而雲名。炎帝氏以火紀。故為火師而火名。共工氏以水紀。故為水師而水名。大皞氏以龍紀。故為龍師而龍名。我高祖少皞摯之立也。鳳鳥適至。故紀於鳥。為鳥師而鳥名。(中略)自顓頊氏以来不能紀遠。乃紀於近。為民師而命以民事。則不能故也。

此の文は史記の五帝本紀と其の性質を異にし、別に呂氏春秋及び礼記月令に見えたる

孟春之月。日在營室。(中略)其帝大皞。其神勾芒。(下略)

孟夏之月。日在畢。(中略)其帝炎帝。其神祝融。(下略)

中央土。其日戊己。其帝黃帝。其神后土。(下略)

孟秋之月。日在翼。(中略)其帝少皞。其神蓐收。(下略)

孟冬之月。日在尾。(中略)其帝顓頊。其神玄冥。(下略)

淮南子天文訓に見えたる

何謂五星。東方木也。其帝太皞。其佐勾芒。執規而治春。其神為歲星。(中略)南方火也。其帝炎帝。其佐朱明。執衡而治夏。其神為熒惑。(中略)中央土也。其帝黃帝。其佐后土。執繩而制四方。其神為鎮星。(中略)西方金也。其帝少昊。其佐蓐收。執矩而治秋。其神為太白。(中略)北方水也。其帝顓頊。其佐玄冥。執權而治冬。其神為辰星。(下略)

と比較すべきものにして、太昊（皞）炎帝、黄帝、少昊（皞）、顓頊（せんぎよく）は憶うに又、蒼帝、赤帝、黄帝、白帝、黒帝と同種類の名称なるべし。上古の帝王なりといえる軒轅氏を以て黄帝に合し、高陽氏を以て顓頊に合したるは五帝本紀に明なれど、伏羲氏を以て太皞に合し、神農氏を以て炎帝に合し、軒轅の子孫なる摯を以て少昊としたるは、漢書律歷志の文を以て、其の始めて書に見えたるものとす。律歷志の世経に曰く、

太昊帝。易曰。炮犧氏（伏羲氏と同じ）之王天下也。言炮犧繼天而王。為百王先首。德始於木。故為帝太昊。（中略）

炎帝。易曰。炮犧氏没。神農氏作。（中略）以火承木。故為炎帝。

少昊帝。考徳曰。少昊曰清。清者黄帝之子清陽（即ち青陽）也。是其子孫名摯。立。土生金。故為金徳。天下号曰金天氏。（下略。少昊を以て青陽とするは晋の皇甫謐より始まれるが如し）

と。但し神農氏を炎帝としたるは、五帝本紀に於て其の形跡あるが如きも確ならず。又之を封禪書に検すれば、昔無懷氏。封泰山。禪云云。慮義封泰山。禪云云。神農封泰山。炎帝封泰山。禪云云。黄帝封泰山。禪云云。顓頊封泰山。禪云云。帝嚳封泰山。禪云云。堯封泰山。禪云云。舜封泰山。禪云云。（下略）

とありて、神農を以て炎帝の前代となせり。（此の文の黄帝以下は恰も五帝本紀の五帝と符合せり）。されば、五帝本紀の文に於ては、なお神農氏と炎帝とを別としたるものと解するを妥当とす。此の如くして更に翻りて左伝の文を考うるに、黄帝氏の次に炎帝氏あり、其次に共工氏あり、其次に太皞氏あり、然る後に、少昊氏を叙し、最後に顓頊氏を説けり。此の順序は先ず少昊の前代なる黄帝を叙し、次に黄帝より順次に沂

て太昊に至り、更に黄帝より順次に下りて顓頊せんぎよくに至るまでを叙したるものと認むるを得べし。これ即ち古来の通説なれど、清の崔述は新に之に異見を下し、其の順序を以て文面の如しとなせり。然れども却かえつて僻見たるを免れず。予は既に左伝の暦法を以て、ただ漢書律歷志によりてのみ解し得べきものと認めれば、今亦先ず漢書律歷志によりて一応之が説明を試みるを得べきや否やを検すべし。

共工氏と秦との閏位 律歷志の世経には、先ず此の左伝の文を記載しありて、次で易の繫辭にある

包犧氏没。神農氏作。(中略)神農氏没。黄帝堯舜氏作。

の文を取り来りて、包犧に当つるに太昊を以てし、神農に当つるに炎帝を以てし、更に祭典といえる書を引きて、

祭典曰。共工氏伯二九域二。言雖レ有二水徳二。在二火木之間二。非二其序二也。任二知刑二以彊。故伯而不レ王。秦以二水徳二在二周漢木火之間二。周人遷二其行序二。故易不レ載。

といい、共工氏の閏位じゆんいたるは後世に於ける秦の閏位じゆんいたるに照応することを説き、又考徳といえる書を引きて少昊摯のことを説き、更に春秋外伝即ち国語を引きて、顓頊せんぎよくの事を説き、

顓頊帝。春秋外伝曰。少昊之衰。九黎乱レ徳。顓頊受レ之。廼命二重黎蒼林二。昌意之子也。金生水。故為二水徳二。天下号曰二高陽氏二。

といい、易に少昊及び顓頊せんぎよくの事を載せざるを解して、周の時代に其等の時代の音楽を廢したりしによるとなせり。但し茲こゝに共工、少昊、顓頊せんぎよくの三帝の易に見えざる理由を叙せるは信しんずべき限にあらず。されど此の律歷志の文によりて、左伝を説明すれば、其間に何等の矛盾なくして、極めて明快なる解釈を下すを得べし。

抑も王朝の更迭を説くに五行相勝の理、即ち土に勝つものは木、木に勝つものは金、金に勝つものは火、火に勝つものは水、水に勝つものは土とするの理を以てするは、最初五行を以て此の種の説明を下したる戦国の学者鄒衍すうえんより以来、漢の武帝が太初曆を布ける後まで一貫したる学説なりしが、其れより前漢の末に及びては、更に五行相生の理即ち、木火土金水相續きて生ずるの理を以てするの新説起れり。これ即ち劉歆等の唱道する所にして、律歴志は即ち此の理論によりて記述したるものなり。今律歴志によりて古来王朝の更迭を叙し、之に五行を配当すれば、左の如きものとなる。

木 水 火 土 金 水 木

太昊伏羲氏—共工氏—炎帝神农氏—黄帝軒轅氏—少昊金天氏—顓頊高陽氏—帝嚳高辛氏

火 土 金 水 水 火

—帝堯陶唐氏—帝舜有虞氏—夏—殷—周—秦—漢

此の順序に於ては秦を以て覇者として之を閏位に置き帝王の列に入れず。以て共工氏と相對応せしめたり。是に於て之を五行相勝の理によりて漢の初世に張蒼賈誼等が説きし所に比較するに、大なる差異あり。蓋し五行相勝の説によれば、

黄帝得土德。黄龍地螾見。夏得木德。青龍止於郊。草木暢茂。殷得金德。銀自山溢。周得火德。有赤鳥之符。今秦變周。水德之時。昔秦文公出獵。獲黑龍。此其水德之瑞。

と、史記の封禪書に見えたるが如く、之に賈誼が漢を土徳とするの説（張蒼は漢を秦の繼承者とし之を水徳となせり）を加うれば、次の如き關係あるを知るべし。

土 木 金 火 水 土

黄帝——夏——殷——周——秦——漢

劉歆等が五行相生の説は蓋し淮南子、月令等の四時の循環の説より発したるものにして、漢を以て火徳とし、秦を閏位とし、帝舜以前に皆五行の徳を配し、ただ黄帝の土徳なることのみは動かさず、又顓頊は秦の祖先として元來水徳とせられたるを以て之に因り、土徳と水徳との間に金徳あるべきを以て、史記以來の五帝を改めて、新に少昊金天氏を挟み、且つ火徳なる漢の始祖帝堯と同じく火徳なるべきことに連絡を保ち、更に沂りて木徳なる伏羲と火徳なる神農との間に水徳にして閏位なる共工氏を挟みて、以て水徳の秦がまた閏位たるべき因縁を明にしたるものにして、其の秩序整然、一糸紊れざるの巧妙を知るべし。是に由つて之を觀れば、古代帝王の歴史中に少昊を挟みたるは五行相生の説と相提携するものなること明にして、実に前漢末の學風に合すといふべし。然らば則ち、後漢の賈逵が左伝を推薦するの上書に於て、特に少昊の記事を表彰したるは偶然ならざるを見るべきなり。

結論

此の如く見來れば、左伝の豫言的文章の中にはまた秦の運命の長からざること劉氏が正当なる天子として繁榮すべきことをも示したるものありといふべく、新城博士が豫言適中の限界を戦国時代なる西紀前三三〇年に置かれたりしは、其の當を失せるものといわざるべからず。而して左伝の豫言の研究は偶々左伝の曆法を以て三統曆なりとする管見に對して、更に一の有力なる傍証を提供することとなれり。

以上述ぶる所を概括すれば、

(一) 左伝國語の歳星に関する記事は盡く三統曆を以て解釈するを得れども、古曆の十二年一周法にして

は解釈し難きものあり。

(二) 左伝の豫言的記事の中には、秦及び漢に関するものありて、前漢末に出でたる学説に一致す。

(三) 左伝は、戦国時代及び其の以前の暦法を研究するものに対して、信憑すべき資料を提供せず。されば、予は未だ前説を翻して、新城博士の高説に服する能わざるを遺憾とす。

(大正八年五月、東洋学報第九卷第二号掲載)

註

(一) 新城博士と自分が始めて会見したのは、この論文を出した直後のことで、大正八年の六月であつたと思う。その後、大正九年に於て、新城博士は「再び左伝国語の製作年代を論ず」、「漢代に見えたる諸種の暦法を論ず」の二篇の発表せられ、自分は大正十年に「支那の上代に於ける希臘文化の影響と儒教經典の完成」を発表し、遂に同年七月自分は帝國学士院で講演し、続いて十月に新城博士もまた同所で講演した。そして十一月に新城博士は大阪朝日新聞に「東洋文明の淵源に関する論争」と題して両説の梗概を記述して自分の説を駁撃され、十一年にはまた「干支五行説と顛頊曆」を発表された。同じ頃に自分は又「支那古曆法餘論」を出した。翌十二年に、自分は又「印度の古曆と吠陀成立の年代」を出した。大正十四年に至つて、自分は「支那天文学の組織及び其の起原」を出し、大正十五年に新城博士は「東洋天文学史大綱」を出した。この両篇はいずれも従来の研究の梗概を叙したものである。大正十四年冬に於て自分は又、従来発表した諸篇を綜合し、更に新しく見る所を加えて、「支那古代史論」を出した。新城博士もまた昭和三年に従来発表した諸篇を編輯し、それに新しいものを加えて、「東洋天文学史研究」と「こよみと天文」とを公にされた。自分は昭和五年に於て更に大正十四年以後に発表した諸論文を整理し、又新しいものを加えて、「支那曆法起原考」を公にした。此の論争は実に長く続いたものである。此の間に於て、慶応大学教授橋本増吉氏は大正元年から三年にかけて「書経の研究」を発表し、大正九年には「左伝製作の年代」を発表して、左伝は戦国時代に著作せられたものに漢代の攙入があるが、劉歆の三統曆の影響はないものと論じ、昭和八年に「詩経の作成年代」、同九年に「春秋

「暦法考」同十一年に「兩周金文の暦法」、同九年より十二年にかけて「十干十二支考」を続々発表せられて、両者に偏せざる独自の立場を取られて居るのである。昭和十三年に新城博士が逝去せられたのは誠に痛惜の至りである。

-
- 『天文暦法と陰陽五行説』（恒星社、一九三九年五月）所収。
 - 読みやすさのために、旧かな遣いは新かな遣いに変更し、適宜振り仮名をつけた。
 - PDF化には \LaTeX 2 ϵ でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。